

第四十六回 参議院社会労働委員会会議録第二十七号

昭和三十一年五月二十六日(火曜日)
午前十時五十六分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

山本 杉君

徳永 正利君

五月二十日

辞任

古池 信三君

五月二十一日

辞任

田中 清一君

五月二十二日

辞任

丸茂 重貞君

鈴木 一司君

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

厚正大臣

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生省児童局長

厚生省年金局長

社会保険庁長

金保険部長

事務局側

常任委員

会専門員

増本 甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

甲吉君

小平 芳平君

林 塩君

小林 武治君

砂原 格君

梅本 純正君

黒木 利克君

山本 正淑君

實本 博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

博次君

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認

めます。

それでは、理事に徳永正利君を指名

いたします。(拍手)

○委員長(鈴木強君) 国民年金法及び

児童扶養手当法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のあ

る方は、順次御発言を願います。

○徳永正利君 ます、国民年金法とい

う法律は不完全なものであるというこ

とはわれわれも十分承知しているの

でございますが、それがために、毎国会

この問題の多少の改正をみて、いろ

んな議論がされておる。そこで、ご

ぶんに漏れず、毎国会においていろ

ろ大幅な附帯決議がついておるわけ

です。政府は、この附帯決議というも

のを、そう簡単にものを考えているの

やないだろうと思うのですが、昨年本

院のこの委員会においてつけた附帯決

議について、どういような研究を

し、そうして、どういような改正を

みたか、各項目ごとに年金局長から御

答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本正淑君) 附帯決議を

政府といたしましては、もちろん尊重す

べきでございます。また、その線に

沿ひまして検討いたし、また、翌年度

の予算折衝、あるいは政策の決定等に

取り入れるべきものは取り入れるとい

う態度をとってまいっております次第で

あります。

正というものを考えていくのが適当で

ありますが、実は、この附帯決議を私ど

も政府としていたしまして、これに

は二つの種類があるわけでございま

す。一つは、速急に実現をしようと思

えばできるというものです。しなけれ

ばならぬといひますか、そういう性質

のもの、それから、少し研究に時日

をかけたいただきたい、こういう性質

のもの、その二つとあるわけでござい

まして、昨年度いただきました当委員会の附帯

決議におきましては二つの項目に分か

れておりまして、第一の項目といた

しましては、すみやかに改善をはかる

べきである、こういった趣旨のものと、

それから、可及的すみやかに適切な措

置を講じると、こういった二つの種類

のものに分かれておるわけでござい

ますが、第一の、改善を行なうべきであ

るという種類のものにつきましては、

これは実は提出年金と福祉年金と両者

に關連する事項が多いわけでござい

まして、この問題は、当面、毎年福祉年

金の問題になっておりまして、政府と

いたしまして、福祉年金につきまし

て改善措置を講じて国会の御審議を

ずらわしていただくわけでございま

すが、

提出年金と關連する事項につきまし

ては、やはり提出年金の改善というも

のを考えなきゃならない。ということ

は、提出年金につきましては、事の性

質上、毎年制度を変えていくというこ

とは困難な事情がございまして、法律

にも、五年ごとに数値上の再計算をす

ることをしております。数値的な再計算

をする時期におきまして提出年金の改

正というものを考えていくのが適当で

あらう。それを待ち得ないような性質

のものは、当然、もちろん五年た

たなくても考えなきゃなりませんけれ

ども、そうでないものにつきましては、

五年ごとの再計算の時期に、やはり制

度の改善というものを政策として取り

上げていくのが適切じゃないかと、か

ような考え方に立つておる次第でござ

いまして、昨年の附帯決議の中で、そ

ういう意味におきまして、まず第一

の「各年金の年金額を大巾に引き上

げることとし、厚生年金の改正との均

衡をはかること。」と、こういった問題

は提出年金が中心となっておりまし

て、かつまた、厚生年金の改正を今

度の国会で御審議願うという手順にな

っておりますので、それとの關係等も

ございまして、今後の問題——厚生年

金の改善後におきまして、国民年金の

提出を中心とした制度の改正

を考へる。その際に大きくものを考

えていきたい、かように存じておる次

でございます。

それから、二番目の「老令年金、社

会福祉年金の支給開始年齢を引き下

げること。」これにつきましても、や

はりこの老令年金、すなわち、提出制

の年金が現在六十五歳の支給年齢で

ございまして、厚生年金が六十歳で

あるいはその他の制度はまた違った年

齢であるといったような、各種の年金

制度につきまして、年金受給年齢とい

うものが必ずしも一定いたしており

ませんが、これはまた職務、就業の実態

を考慮する必要があると思ひます。

等の違いによりまして、それぞれ歴史的な経緯があるわけでございますが、これをどうするかという問題は確かに問題でございます。やはり将来はなるべく合わせていく。合わせていくためにはどういふステップをとっていくたほうがよろしいかと、こういう点でものを考えていかなくやならぬと思うのでございまして、これにつきまして、厚生年金の改正におきましても、若干現在の法律の立て方を変えて、減額年金、あるいは、また、退職を要件としない年金の支給といったようなものも加味していきたくと思っておりますので、そういった問題ともからみまして、また、国民年金の現在の年齢が適当かどうかということも提出制の問題として考えていきたくと思っております。それから、老齢福祉年金は現在七十歳支給でございますが、これはむしろ提出制の国民年金が、老齢年金が六十五歳であるということと理論的には別に関連がないと思ひます。これは政策として幾らが適當であるかということから考えられたものであると思ひますので、七十歳をどこまで下げてくるか、いろいろ御意見といたしましては、提出制の六十五歳まで下げるべきである、一挙に下げられなければ、年を追うて下げていくということも考えられるんじゃないかという御意見もいたしておるわけでございまして、私も、私どもといたしまして、この老齢福祉年金の年齢を引き下げるという問題は、他の福祉年金の内容改善とどちらを先にすべきか、また財政との兼ね合いにおいてどの程度まで順を追うべきであるか。たとえば一歳この年齢を下げますと、大体受給者が三十万人前後という

ものが増加いたしました。金額といたしまして、約四十億前後が一歳について増加していくということに相なりますので、そういった問題との兼ね合いにおいて考えたいと思っております。それから、第三番目の「福祉年金の給付制限を緩和すること。」これは前から言われていることでございまして、今回の改正におきましても、給付制限の緩和ということも若干考えております。

第三番目の「福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡是正」の問題でございますが、これにつきましては、戦争、公務による扶助料との関係につきましては、今回併給額の限度を引き上げているのでございます。ただ、問題として残りましたのは、他の一般の公的年金との併給限度額が二万五千円ということと押えられているわけでございますが、これも緩和すべきじゃないかという御意見は拝聴いたしておりますが、これにつきましては、現在の二十五年度で二万四千円という提出年金額を今回改定する措置を講じておりませんので、そういった問題との関連におきまして、二万四千円との併給問題は、将来の問題として検討させていただきたい、かように存じている次第でございます。

それから、第六番目の「年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。」この御趣旨は、おそろく年金支給の期間を満たさないで死亡したといったような場合の措置かと存ずるのでございまして、これにつきましては、当初この措置はなかったわけですが、いま、国会の御審議中も御意見をいただき、割度が発足いたしました。後におきまして三年以上の保険料を納めておる場合には、本人が死亡したという場合には、死亡一時金としてしかるべき人に支給するという措置を実は考へて法律改正をいたしましたのでございまして、三年以内の者というものについては、現在支給されないままに残っております。ただ、この問題は、年金制度といたしましては、この保険料を掛けたいものは、掛け捨てになることをすべし、一〇〇%ないよう本人に返してやるといふようなことでは、年金制度としては実は制度が成り立たないという理屈があるわけでございまして、これは政策的に、三年以上保険料を掛けてある者については死亡一時金を出すという措置が講ぜられましたが、それを

さらに短縮するのが適當かどうかという点については、政策問題として検討しなければならぬ問題と存じておる次第でございます。

なお、この問題は、他の年金制度を通じて、やはり掛けた保険料を返すということはありませんと、おられないわけでございますが、そういった問題があるということを御了承願ひたいと思ひます。

非常に簡単でございますが、昨年いただきました附帯決議の扱いにつきましては、の従来とりました措置並びに今後として残してある問題ということを御説明申し上げました次第でございます。

その中で、この二番目の「可及的すみやかに適切な措置を講ずること」ということにつきまして、まず、第一番目の「夫婦とも福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。」という問題でございますが、これにつきましては、実は事務的にはぜひともこれを廃止したいという方針で進んでおりましたが、いろいろ他の改善措置との関係上、政府といたしましては、最終的には今回は見送るということに相なつた次第でございます。

それから、二番目の「母子福祉年金、準母子福祉年金については、精神薄弱者を扶養する場合は二十才に達するまでこれを加算対象とするよう努力すること。」この問題は、精神障害者

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

五番目の「提出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設ける」、これもすべての年金制度を通じて、この大きな問題でございまして、

生年金であるとか、国民年金であるとか、あるいはそのほかいろいろの年金がございまして、一体何を中心にして持っていくお考えであるか。たとえば諸外国の例もいろいろあるだろうと思ひます。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山本正淑君) ただいまの御質問でございますが、歴史的には、どの国におきましても、労働者年金というものが先行しているかと存するわけでございまして、わが国におきましても、やはり労働者年金が制度としては先行してきたわけでございまして、ただ、被保険者の数からいいますと、今日、皆年金という体制をとりましたわが国においては、国民年金の被保険者の数が一番大きい、こういう現状になっているわけでございまして、この問題は将来どう取り扱っていくかというところは、この将来の産業構造なり人口構造がどうなっていくかということを見きわめて、こういった制度をどうするかという問題と関連して出ていくわけでございまして、今日の段階におきましては、やはり労働者年金の中核体としては厚生年金というものがあ

り、一般のそれ以外の年金としては国民年金という、そういう二つの柱が並立しているということ、どちらが柱であるかということよりも、やはり二つの柱である、こういうふうな考えなければいけないのではないかと思ひます。

○徳永正利君 二つの柱、あるいは三本の柱をお立てになつてやるのめけつこうだと思ひますけれども、だからこそ、いろいろな年金制度において、支給年限にいたしましても、条件にいた

しましても、ちがはぐになつて、それが一齋に動いていない。一齋に動かぬ原因もよくわかりますけれども、どこかで私は、やはりその年金というものは、将来、その中核になるものを中心にして、そうしていろいろのものを考へていくということをお考えになつておつてもいいのではないかと、今度この改正点に考へるわけでございまして、それはそれとしまして、今度のこの改正点にいろいろなところの修正をみておるわけでございまして、その中で、福祉年金と他の公的年金との併給の問題でございまして、なぜ併給になつて一

定の限度をつけなければいけぬのか、また、この問題は、最初から歴史的にいうほどのことばでもございせんけれども、見て、厚生省としては意欲的にこれに取組む御決意があるか。ほかのものはなかなかやつていらつしやるようでございまして、意欲的にこれに取組む姿勢というものがな

いわけですか。これはお認めにならざるを得ぬと思ひます。この点はどういうふうな考へておられるか、年金局長にその明確なこの点についての御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小村武治君) いまの年金なり保険なりを何を中心とするか、こういうことではあります。これはもう抽象的に申せば、社会保障だから、国民全部一本にやるのが当然であります。ただ、将来の目標はそこにあるま

る以外にない。で、これの理想としては一本でいくのが当然であります。それは将来の課題として、やはり二本立てにしておつて、その間のバランスをできるだけとつていく、こういう方向をとつて、ほんとうのバランスがとれたら一本でやれる、こういう問題になるのでございまして、この年金の問題も同様であります。この年金、厚生年金、共済年金、いろいろあります

が、いまのように職域と地域、この二つの年金を当分の間併用する、そうしてその間の格差をなくす、権衡をとる、こういうことをできるだけとめて、そうして、その格差がなくなれば、やつぱり一本でやれるという目標が実現する、こういうことで、いまはこの柱を置いて、その柱の間の差をなくしていく、こういうあらゆる努力をする

ということにいま考へております。それから、併給の問題であります。それが、理論はあります。要するに、これは大きく申せば、それぞれの理由によつてできたものでありますから、一体みんなもろのうのがあたりまえじやないかと私は思ふのであります。しか

し、何と申しても、これは大きく申して国家財政に支配される。すなわち、多くのところは、私はほんとうの腹をい

るに無拠出年金にはいろいろな制限があつて、今度は修正になつて二十万円と相なるわけでございまして、二十万円を限度にして、そうして片方では十

万円しか収入がないのだ、それで食うに困つてゐるその者にはいわゆる無拠出年金をわずかであるけれども差し上げよう、こういうことに相なつてお

る。ところが、一般の収入の十万円と公的年金収入が十万円しかない、ほかには一文もないというものとどういふふうに違ふのか。同じ公的年金の十

円というものは、これは二十万円に使えるわけじゃないのです。倍に使えるわけじゃないのです。それはどういふことか、私にはとんとよくわからないのです。その辺ひとつ教へていただ

るべく除くようにむしろ進めなきやならないかと私は考へています。

○徳永正利君 大臣は全く同感だと、いわば社会保障制度の貧困であり、日本

の財政の能力がないからこういう結果になつてゐるというふうな御趣旨のよう

でございまして、それならば、もう少し法の前に平等であるべき國民に、片方は十八万円家賃が入つてそれで生活してゐる、その人には無拠出年金の一万何

において福祉年金を考えておる、その補完しておる制度というものが一つの年金制度の中に含まれておるために、もの考え方といたしまして、拠出制の年金と無拠出の福祉年金と、同じ体系の中における国民年金というものと両者が併給されるというたてまえをとっておらないわけでございます。したがって、簡単に申し上げますれば、拠出制の国民年金においては、二十五年で二万四千円という年金が支給されることになっておまして、その二万四千円が支給されるものについては、それで不十分であるといったにしても、福祉年金を併給してもらえないわけでございます。これは一つの法律体系の中にあるがためにそういう理屈になっておまして、もしもこれが一般の税金でまかなっておるからというので、国民年金と別途の法体系で、すべての国民年金を含めての、すべての年金制度に対しての補完的な、あるいは補充的な役割りを果たすというたてまえにいたしておりますと、いま先生が言われましたように、すべての年金制度との併給というものを、これは無制限といえますか、あまり制限を加えないで考えてもよいじゃないかと思ひますが、法律体系上苦しいところがあるわけでございます。単なる政策、いわゆる財政上の問題で片づけば、それじゃ現在の法律体系をそのままにして併給というのを天井をはずしてやっていくかどうかという問題につきましまして、ちょっと疑問があるんじゃないかと考える次第でございます。

○徳永正利君 ちよつと疑問があるのはこつちでございまして、二十五年で

二万四千円というのは、私はちよつとこの年金額をいま記憶にございせんが、二十五年間掛けて、そして一年間に二万四千円ですか。まあ月に二千元、それは将来は、いまから考えろ、まことに問題にもならぬようなあれですけれども、まあそれはそれとして、いま局長が言われました、同じ法の体系の中で、この二万四千円というやつは、二十五年掛けて、そして二十五年の間に国民年金としてちよつとできるのが一年に二万四千円。それが引かかっておるために、そういうふうなままの併給の問題が停滞している、理屈的には財政的なものは別としてというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(小林蔵治君) これは私は、いまの福祉年金という問題は、将来永続すべきものかどうかということとは問題があります。

これはいま、たとえば老齢年金を始めても、これはまだ相当将来にならないければ始まらぬと、こういうことで、補完的にこれが出てきておる。したがって、いまの問題が将来まで長く尾を引く問題とは思ひませぬ。やがて老齢年金というものは、本格的な支給というものが始まれば、また私は何らかの改定が行なわれるのであろう、こういうふうに思つておられます。しかして、まあいまの二万四千円というような問題をここで言われることは、私どもとしても非常に心苦しい。現に、もう厚生年金が最低保障額五千円、定額五千円と、こういう案が現にいま提案されております。したがって、国民年金が二万四千円だとしよう、国民年金が二万四千円だとしよう、やがて間もなく私は

解消されるので、これをいまあなたがおっしゃるように、標準にしておるのはおかしいと思ひますが、そういう事情にあるということだけはひとつ御了承願ひます。私は、いまここにも書いてあります不均衡の問題は、まあとにかく公務扶助料については今度八万円まで伸びた。ところが、従来の文官恩給においては、相変わらず二万四千円か何かには押えられておる。これは私は非常に不均衡だと思つて、この拠出年金にかかわらず、いま現に問題にしなければならぬと、こういうふうな考へておられます。いまの併給についての不均衡というものはそういうふうな状態にある、こういうふうに思つております。

○徳永正利君 大臣のお考えは、不均衡が二万四千円と八万円の間にあり、この印象を受けたのであります。私の申しておるのは、八万円とか二万四千円とか言つておるところがおかしいのであつて、もしもいろいろな財政的な問題とか、いろいろなことがあれば、二十万円を下に下げて、法の前に平等な立場をとるべきじゃないか。なぜそれがやれないのか。局長は、これが将来拠出年金の二万四千円が頭を上げるからその辺に押えざるを得ないと言つて、遠い遠い二十年計画ぐらいを立てておられるようですが、いま大臣がおっしゃったように、二十年先に二万四千円なんてわけがなことはないと思ひます。われわれも努力しなければならぬし、当然改定されることに大きな期待と希望を持っております。それだから、いまの片方では八万円何か扶助料をもらつたら、もうおまえにはやりません。片方では十九万円収入があつて

も、あなたにはあげましよう、八万円しかないのですよ、ほかには収入は。これはこの間奈良に行きますと、奥さんがなくなつた、自分の目がだんだんと、洋服の仕立屋さんですが、目がかすんで仕事ができぬ。近所の人が親切に白いつえをもらえと言われまうから、私は役場に参りました。それでいまこうして白いつえをついて歩いておる。しかし、私はたつた一入のむすこを大学を出して、そしてタイか何かで死んだ、そして扶助料をいま九万円かそこそこもらつておる、もうこれよりほかには破れ家が軒しかなない、家の修繕ももちろんできぬ。ところが、福祉年金というものがあつたところで楽しみにしていきましたところ

が、おまえだめだと言われた、なぜだめだと言つたら、むすこがなくなつた扶助料を九万円何千円かをもらつてからだめだと言われた、私はこれで生活保護法にもすがらぬで、何とかこれで生活していこうと言ふのです。そういう人になぜ一万二千円の福祉年金を差し上げられないのか、あまりにもひどいじゃないか。二十五年先、二十五年先の二万四千円という拠出年金が浮かび上がった場合、その拠出年金、無拠出年金の二十年先の併給を頭に描いていま現実にはそれを押えるというところは、あまりにもおかしいと思ふのですが、この辺は局長はどうですか。

○政府委員(山本正淑君) おっしゃるとおり、いまの徳永先生のお話がございましたように、一般的な所得制限があるじゃないか、確かにそのとおりでございます。一般的所得制限が、このよしあしは別といたしまして、現実にあるのだから、併給の限度額を設

ける必要がないのじゃないかという御意見、私はそういうふうなものだと思ひます。本質的には確かにそうだと思います。したがって、一般的な所得制限が何らかの形で、一般的の、これは一般会計から出ておりますので、したがって、何らかの形で、あるというところはいたし方ないかと思ひます。もう一本でいいわけじゃないかというふうに思ふのでございまして、その点は、実はこれは今回七万円を八万円に上げるといった際におきまして、御意見があつたところでございます。限度はすしたつていいじゃないかという御意見はありましたが、ただ、結果的には、先ほど大臣が言われました財政上の関係もございまして、要するに、昨年の九月までもらつておつた人たちがもらえなくなることがないように、しかも、昨年の九月までもらつておつた金額はもらえようというところで八万円という線が政策的に引かれたわけでございます。おっしゃるとおり、理論的に考えますと、一般的な所得制限がある以上、この併給に別のまたワケを設ける必要は実はないと思つております。ただ、そういうしますと、上のほうはそういうことになるわけでございます。下のほうも同じような理屈にならなければいかぬわけでございますが、そこに、先ほどちよつと申しました、同じ法体系の中で併給の問題、これはいまも御指摘がございましたが、将来拠出年金が出る時代になれば、私どもは二千元というものはあり得ないのだから、その辺は目をつぶつてもいいのじゃないかという御意見でございますし、私もその辺

のところそういうふうにもちろん考えますが、なお、制度として少し研究さしていただきたい、かように考える次第でございます。

○徳永正利君 私は、八万円とか二万四千円と線とか、そういうけちなことを基準にものを言っているのじゃないかというところはわかっていただけたと思うのでございます。まあこの併給の問題はいろいろな最初から理屈のある問題で、わかつたようなわからぬような理屈が繰り返されておる。で、局長も、私もそう思うということでございしますから、来年はひとつ前向きな姿勢で取り組んでもらいたい。大臣も、主として財政の問題だとおっしゃる。財政の問題なら、先ほど言ったように、何の年金であろうとも、一つの線があるのだから、どこから入るうが、その本人のポケットに入る金というのは二十万以下なら、どこから入るうが併給、福祉年金、無拠出年金をやるということではない、私は法の前に平等であるべき国民が不平を言う、これは不平は私は当然だと思ふんです。まあいろいろな財政的な問題ならそのように処置の方法もございましょう。ところが、厚生省は今日までこれにひとつも真剣に取組んでいない。いまだかつてこの併給の問題について、まあ内輪話をこころはするわけにはまいりませんけれども、もう少し熱意をこめて、根性を入れてひとつ取組んで前向きな姿勢でひとつ進んでもらいたいというのを特に御要望申し上げておきます。

○国務大臣(小林武治君) これはもう私は卒直にお答えを申し上げ過ぎていますが、もうわかっています。あなた

の言うとおりだとわかっています。しかし、たとえば今度一万円伸ばしたら幾らになるか、すぐ言う、二十何億になる、これが一番大きな原因であるというところは言うまでもありません。理論はありません。そういうことで、むしろわれわれとしては、一体この所得制限とか、こういうものはおかしいのだと、たとえば千五百円ということでは七十歳になったという事実でいいんですから、そのほかいろいろなものをくっつけるということ、私は、あの人は達者であるからやらぬでもいいからやらぬ、寝ているからやるというところでありません。七十歳になったという事実がこの年金の原因になっていく。こういうことからいたしますと、いろいろなるものがあるをくっつけているというところはほんとうの姿ではないが、しかし、国の財政上からすれば、ひどく極端に言えば、どうしたらこれを少なくするか、このくふうが政府であるか大蔵省であるか、あるいはわれわれであるかもしませんが、そういうことでこんな遺憾な状態にある。しかも、これはあくまでも私は妥当じゃないんじゃないか、こういうふう

に考えておりますので、したがって、御意見のとおり、私はよくわかつておりますから、そういう努力もしなければならぬ、かように考えております。

○徳永正利君 局長はよく大臣のいまの意見を聞いただろうと思ふんです。ひとつよく耳に抜けぬようにとどめてもらいたい。財政的な問題であれば、さつき言ったように、いろいろなまだほかにこの中で打つ手があるわけですが、少なくとも、平等な線にこれを持って

いく方法があると思ふんです。それは私が言うまでもなく、局長のほうがよく御承知だろうと思ふんです。どうかこの問題は、ひとつ真剣に来年度は検討すると同時に、態度を明らかにして、ひとつ改正案を、きめ手を確立してもらいたい、かようにお願いする次第でございます。

それから、もう一点、地方では事務費が少なくてもうどうにもならぬという声が聞えているだろうと思ふます。一体これについてどのくらい事務費が足らぬというふうにお考えか、その点をお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(資本博覧会) 事務費の問題でございますが、現在厚生省から地方市町村のほうに交付いたしておる事務費の総額が、三十八年度の交付税の市町村交付金の総額が二十四億、それから、印紙の売りさばき手数料が八億一千万、合計三十二億二千万の金を交付いたしております。それで、実はその市町村で実際事務を行ないます上につきまして、どの程度こういうものが充足してまいっているかというところを、いろいろいままで断片的な調査なり資料なりでもってやってまいっておりますが、今回、いろいろ先生のおっしゃったような事務費の額について、非常に窮屈に感じているところが多くなつてまいりましたので、これの実情、その実態調査を本年度やりまして、それでその足らずがどの程度になるかということを探りたい。たしまして、この差を縮めてまいりたい、こういうふうにお考えのわけでございます。

一生懸命がんばられるけれども、大蔵省から落とされるというような結果を繰り返しているのでもございますが、これは安福さんも地方の年金課長をやつて、苦しさをよく十分知っておられるし、また、厚生省の中にも、現場に出でからずいぶん苦しい目にあわれた経験者ばかりだろうと思ふますが、私は、これ以上もうこの問題に深く入つてみましてもうどうにもならぬことでございしますから、これはひとつ、まあ、国民年金ばかりではございせん。国民年金による事務費の配分はこればかりではございせんけれども、本年度はお一段とやられるようでございますので、いろいろな資料のもとに増額をはかれるように要望いたしまして、私の質問をこれで終わることにいたします。

○委員長(鈴木強君) いまの点、ひとつ要望でありましたから、答えてください。

○政府委員(資本博覧会) 先生のお話のように、来年度の予算におきましては、先ほど申し上げました実態調査をもとにいたしまして、ぜひ必要額を充足してまいりたい、かように考えます。

○柳岡秋夫君 先ほど徳永委員のほうから附帯決議の問題について、どういうふうになつておるのかという質問に対して御答弁があつたわけでありますが、この国民年金が充足して以来、相当な改善がいろいろ行なわれているわけでございますけれども、しかし、改善が、何か大臣に言わせると、国家財政に大きく制約をされるのだということをおっしゃいますけれども、改正の基本方針と申しますか何か一つの目標を持つ

た改正の方針というものがなければいけないのじゃないかと思ふのです。それが毎年毎年の改正の中では、何か場当たり的なような感じを受けるので、すね。したがって、改善する場合に、どういふような将来の展望を持って毎年毎年の改正というものを考えていくのか。国民年金については、社会保障制度審議会の答申にも見られますように、非常に多くの問題点があるわけですね。しかも、今度の改正案をつくるにあつたての答申の中では、根本的な改正について何ら提案がないのは遺憾であるということまで社会保障制度審議会では言っているわけですね。そういうふう

に、何か改正にあたつて、はっきりした将来の目標に向かつて一つ一つ改善をしていくという方針が確立していない。毎年毎年国会なら国会でもって強く要望されたということになると、それをやっていくということになることが私はあるのじゃないかと思ふのです。たとえば今度の改正の中で児童扶養手当の一部改正もありますけれども、一方で重度精神障害者ですか、これに対して千円出そうとかいう法案を出している。こういうふうになると、非常に同じ社会保障というワケの中

でばらばらな法律がまた出てくるというところを見ましても、社会保障というものの大きな目標に向かつて、国民年金なりほかの年金もそうでございますけれども、その一つの目標、山に向かつて、頂点に向かつてどういふふうな年々の改正を——国家財政に制約があるなら制約があるでいいですよ。制約の中でどういふような方針で改正していつて一本の完全な社会保障の確立に向かつていくのかという、

やっぱりそういう方向を持たなければ私はいけないと思う。それがいいような気がするのですが、その点ひとつお伺いしたい。

○国務大臣(小林武吉) これは政府としても大体の方向は持っております。ところが、じゃあ私はあえて申し上げますが、年金制度については、これは厚生年金保険法の大改正を出しておりますが、社会保障制度審議会では、国民年金も改正しろ、一体実際問題として、この二つわれわれ並べてお願いできるような事情にあるかどうか、これは政府内部の事情についても考えなければならぬ。厚生省といたしまして、これだけの大きなものをひとつお願いしておる、これは三十九年度が改定の時期だから、これによって出る。しかし、国民年金はどうするんだ、国民年金は、私はしばしば、四十一年度が改定期になるから、その際に厚生年金に見合うような改正をした、こういうふうな思っております。一広の方向と申し上げますが、もうろみがあつてやっております。幾ら必要でも、一度にはできない。これはできた順に解決していかなければならぬ。それが国民年金は何もしなくていいかという、数年来いろいろな要望があるから、要望の中の急ぐものを何とか政府内部の意見をまとめて出していき、こういうことで、これはことしお願いしたい。たとえば夫婦の受給制限の撤廃とか、他の公的年金との不均衡の問題とか、いろいろこれはわれわれも考えて相談しておるが、結果的に見ればこれだけしかできなかったというところをおわびを申し上げなければなりません、われわれとしては、

目標を持って厚生省としては計画も立て、大蔵省にもいろいろの要望を出しておる、こういうことでございませう。これはとにかく年金問題については厚生年金の大改正をお願いするのだ、そして四十一年度はその時期がくるから、国民年金を次にやりたい、こういうふうな考えておるのであります。重度精薄の問題も出ましたが、これは政治としては一番大きな穴であつて、われわれがいろいろの機会に聞いて一番気の毒に思ふのは、とにかく実際問題として重度精薄者の問題でありまして、これは国として手当てをしてやらね。これも皆さんからおっしゃれば、思ひつきだとおっしゃるかも知れませんが、こういう大きな穴を埋めていくことが、とにかく法体系を整えるというところのほかに、そういうことはやらなければならぬ。法体系の問題を別に、ぜひこういうことをやらなければならぬということをやつておりました、やがて全体がそろえば整備とか体系ができて、まだそういう時期まで社会保障、あるいはいろいろな福祉関係のものはできておる、こういうことでやむなくやつておる、こういうことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○柳岡秋夫君 それぞれ多くの問題がありますから、いろいろまあ私から見れば、もっと基本的の改正をしていかなければならぬ。先にあるのじやないかというふうな感じもしますけれども、そういうものをいゆる昭和四十一年度まで待つておつて、それではかのこまかいと言つて語弊がありますけれども、小さな問題を改正していくというところは、何か逆のような気が

するわけですね。やっぱり徐々にでも、四十一年にはほかの年金との均衡がとれるようになるように、基本的な問題もあわせて年々改正していくというならば話がわかるのですけれども、根本的な問題は四十一年まで待つておる、そしてほかの問題だけを思ひつきのような形でやつていくというふうな感じを私は受けるものですから、何か政府には方針がないじやないかというふうな印象を受けるわけですね。

いま重度精薄者の問題を言われまして、たけい、これなども、当然国民年金の対象の中に精神薄弱者を入れて、それでやつていけば、すべての人に社会保障の立場からできると思うのですけれども、その重度精薄者を特別にワケをつくつて、しかも別の法律でやつていくというふうなことは、これはやはり一貫したその方針というものが、ないと言つても私はしかたがないと思うのです。そういう点で、まあ大臣はよく国家財政というのを言われますけれども、三兆二千億からの膨大な予算の中で、私はあまりにもこういう最も必要とする社会保障費というものは少ないのじやないかというように思ふのです。そういう点で、まあこれは政治全体の私は問題だと思ひますけれども、しかし、いまのような状態では、昭和四十一年度には根本的な改正をやるといふようなことを言つても私はおぼつかないのじやないか、もっと積極的なこの年々の改正の中で、前向きな基本的な問題についての改正をやつていかなければ、いま言われた大臣の四十一年度には必ずやると言つたことがほごになつていくのではないかと、

したがつて、そういう点はひとつ十分注意していただきたいと思ひます。それから、もう一つ、障害年金の対象に、先ほどまあ徳永委員の質問の中にも言われまされたけれども、精神薄弱者を入れたかたといふことについて、これは社会保障制度審議会の答申の中では、特に強く要望されておる点だらうと思ふのですが、これをなぜ含めなかつたのか、そういう点をひとつお伺いしたい。

○国務大臣(小林武吉) これは私からお答え申し上げますが、私は、いまの精薄者の問題も非常に不満足です。しかし、何しろ学者さんかどうか知りませんが、いろいろ理屈がありまして、精薄は保険事故じやない、こういうことを言うて、厚生省の当局もそれに同調しておる。私は、いまあなたに、精薄なんかはいまの年金に入れたらいいのじやないか、私も最初年金に入れてもらいたかつたことを強く主張した、それは保険事故じやないから年金の対象にならぬ、こういうことでどうしても話がまとまらぬからして、私はやむを得ずこういう方途を選んだ、こういう事情になつておりました。それはかりじやありません。たとえば今度重度精薄はできても、身体障害者の子供は入つておりません、これらの対象に、だから、いまこれができても、精薄者が二十歳以上になつても年金はもらえない、また、身体障害者は二十歳以上になれば年金はもらえない、二十歳以下ではまだそういう制度がない。これだけやつてもまだそういうふうな大きな穴があいております。私は、理屈はどうか知りませんが、年金をやつてもらいたかつたことを就

任以来強く主張しておりますが、なかなか同意が得られない。こういう点から、いろいろ言われるような抜け道でもつてこんなものができた、こういうことでありまして、やはりいろいろこれについては、おっしゃるとおりのものであるが、いろいろ理屈があつてなかなか通らない、こういう事情、いまの精薄問題も同様であります。これらは理論を変えてもらうかどうか知りませんが、とにかく何らかの手当てをしております。

○柳岡秋夫君 いま保険事故でないからというところを学者が言つたというのですが、しかし、社会保障制度審議会の中には、少なくとも日本の学界といひますか、を代表するような人がおつて、そしてその人たちが、この答申に見られるように、第一に、この障害者の範囲に精神薄弱者を入れるべきじやないか、こういうふうな言つておるのですから、厚生省が一体どの学者に同調してそういうふうになつたのか、それをお聞きしたいわけですね。

○国務大臣(小林武吉) これはそこまでも議論が熱い。私は、何とか議論が熱して適当な措置をとるようになつて、こういうふうな思つておる。いろいろ内部事情等につきましましては、この際申し上げるべきことではないと思ひます。

○柳岡秋夫君 そうすると、精神薄弱者を含めなかつたという理由はつまびらかにできないというのですか。

○国務大臣(小林武吉) 私は、いま申したように、保険事故であるかどうかという議論が、やはり一応これはまあじやまになつておるとい

する方向に進んでいくのだ、しかしとりあえずはバランスをとっているというふうなお話だったのですが、たと

えは受給年齢なんかの場合でも六十五歳、六十歳、五十五歳と差があります。年金額においてもまちまちなんですけれども、私は、この額の問題はきょうはとにかくとして、年齢の面で、これは大臣ができるだけバランスをとってやっていくのだという御答弁をさっきいただいたのですが、これはどこへ大体基本を置くわけなんですか。早い話が、国民年金と厚生年金と国家公務員の三公社五現業の場合の年金とは、年齢が十も違う。国家公務員と国民年金とは十も違う。ですから、これを厚生年金あたりのところに置くのか、そこら辺ははっきりしたまだ方針がきまつていないのですか。

○國務大臣(小林武治君) まだはっきりした方針はきまっておられません。要するに、バランスをとるということとは、給付の額の問題、給付の条件の問題、あるいは給付年齢の問題、いろいろな問題があります。ことに年齢の問題については非常にやかましい論議が、要するに、地域年金と職域年金については問題としてあり得るわけです。これらもやはり相当権威ある検討をして、また今後の問題にしなければならぬ。また、現在では、すでに人口構造の変革から、定年はやらない、こういうようないろいろな問題も出てきておりますので、こういういろいろなことを勘案して考えていく、しかし、その間に実質的ないかわるバランスというものは考えていかなければならない、こういうふうに思っております。

○委員長(鈴木強君) 午後一時まで休憩いたします。

員長（鈴木強君） 午後一時まで休
たします。
午後零時六分休憩

午後一時二十四分開会

○委員長（鈴木強君）　これより再開いたします。

午前中に引き続き、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言

○柳田秋夫君 午前中の質問の中で、社会保障制度審議会の答申に基づいたた改正がなされていないという点があったわけですが、あまり多く申したくないのですが、いますけれど、やはり社会保障制度審議会というものは、一般の審議会と若干性格が異なっておるわけでございます、この審議会の答申については、やはり今後十分尊重すると申しますか、取り入れるという、必ず尊重するというような形ではないに、必ずそれを実施していくというかまえをぜひ厚生省としては今後とっていただきたいというふうに思うわけでございます。

そこで、先ほどいろいろ附帯決議の問題等に関連をして御答弁があったわけでございますが、一体、厚生省として、この年金の額との関連で、現在最低の保障額と申しますか、それを一体幾らぐらいが妥当であるというふうにとお考えになっておるのか、その辺をひとつ伺いたいわけです。

○政府委員（山本正淑君） 社会保障制度審議会から一昨年答申勧告がなされて、まして、その際におきましても、最低生活保障ということが、抽象的ではございますが、ある場合には具体的にいわれておりまして、具体的に申し上げます。

のは、生活保護費を四十五年を目標として三倍になると、こういった具体的な目標が盛られておるわけでございますが、その際におきまして、年金についてどういうお考えであったかということについては、私どもの理解といたしましては、やや抽象的になっておるようでございます、年金制度というものの、この場合、もちろん拠出制年金を前提としてのお考え方と存じます。

年金額というものは、できるだけば最低生活費というものを下回らないということが望ましい。しかし、場合によれば、まあこれは過渡的でございまいしょうが、下回ってもやむを得ないといったような表現になっておると私は理解いたしておるのでございまして、私どもの理解といたしましては、もちろん経過的な問題は別といたしまし

て、基本的には、やはり老後保障という観点からものを考えます以上、抛出制の年金につきましては、その年金額が最低生活費を下回らないということを考えなければならぬと思います。もちろん個々には貯蓄等もありますけれども、制度としての立て方はさようにあるべきではないか、かように考えます。ただ、その額が幾らであるか

ということにつきましては、いろいろまたこのものの見方が違うかと存じます。昭和二十九年に厚生年金を改正しました際に、一つの説明といたしまして、やはり生活保護費が二級地において、幾らであるといった説明もされておりますし、また、昭和三十四年に国民年金法が提案されました際におきましても、その当時の四級地における六十歳の老人の基本的な生活保護費が幾らである、こういったものの数字が一つ

のめどとして示されているわけでございます。そういう意味におきまして、やはり生活保護費というものが一つのめどとして考えられるわけでございますが、他に適当な基準がないという意におきまして、やはり生活保護費というものが一つの基準として考えられるわけでございます。ただ、びたり生活保護費によって算定される、ある老

人の生活保護費の額というものが最低額でなければいけないということが一番正しい言い方かどうかということにつきましては、私どもも若干疑問を持っております。額といたしまして明確に申し上げるわけにはいきませんが、いま先生の御質問の御趣旨に沿った答弁といたしましては、やはり生活保護費が一つの基準になる、かように考えている次第でございます。

○柳岡秋夫君　憲法二十五条に規定するものは、具体的に生活保護の問題だと思ふのです。したがって、最低として、やはり私は生活保護費を下回るような年金額であつてはならない、少なくとも生活保護費以上の年金額というものを考えなくちやならぬと思いますね。したがつて、まあ今度改正されました生活

保険費自体も、私はそれでいいということとは言えないと思いますが、まあこれを一人当たり直してみしても、四五千円というものをこすわけでございますから、この国民年金の年金額にしても、まあ昭和四十一年というお話しでございますが、ひとつ十分検討したいのだきたいというふうに思っています。

それから、保険料の徴収の問題でございますが、いろいろないわゆる納付制

度と申しますか、自分で持つて行つて保険料を納めてくれるというようなシステムでなくて、集金をするというような原則のようになっておると思うのですがね。法文上は、それぞれ納めなくちゃならぬと、こういうふうになつておると思いますが、現実の問題としては、やはり自分で個々人が持つて行くというついでなくて、大抵は行員自身

なり、あるいは農協なり婦人会なりを通じて集金をして納めていくというのが実態であろうと思うのですが、そういう徴収上の欠陥というものが非常に多くあらわれているということが新聞にもときどき伝えられます。で、いわゆる保険料が三カ月分をまとめて納めるといふような関係から、掛け金がむだになるというような問題、あるいは事故が突然起きて、たまたまその時点

で納めてなかつたというためにもらえなかつたというようなことが非常に多いというふうに伝えられておるわけですが、現実にはその実態を厚生省としては把握したことがありますか。

○政府委員（實本博次君） 国民年金の保険料の徴収の問題でございしますが、これはこの制度が、自主納付、みずから進んで保険料を印紙を購入して手帳

に張って納める、形式上はそういうたてまえをとっておりますが、いま先生のお話のように、現実には、市町村から、あるいは民間の自主団体である納付組織、婦人会等が中心になった納付組織が中心になって集めて回っていたり、あるいは市町村が専任徴収員を置かまして徴収に回っている、こういうところがございます。特に都会地におきましては、専任徴収員が集めて回っているところが多うござい

すし、それから、農村のほうに参りまして、婦人会その他の、あるいは民生委員さんといったような方々が、自発的にそういった被保険者から集金して回っていたにいたっている、こういうふうなことで、市部と農村におきましては、ややそういったニュアンスが違いますが、両方そういった民間の力もかりまして保険料の納入をやっている、こういう実情でございます。

○柳岡秋夫君　そういう実情は私も了解しておるのですが、そういういわゆる実態の中から、たとえばもう母子年金はすでにもらえるのですよね。そういうのが、集金人がたまたま来なかったとか、あるいはまたたまたまその直前に事故にあったと、そういう事故が起きたというところで、むだな掛け金と申しますか、実際にその年金なら年金がもらえなかったケース、そういう案件がどのくらい全国的にあるのか。それを把握したことがありますか。

○政府委員(資本博覧会)　そういうものを全国的に社会保険庁のほうから調査したことはございませんが、ただ、個々のケースとして、それぞれの市町村なり都道府県におきまして、そういうケースがたまに起きるといことがあろうでございますが、ただ、これは市町村のそういう専任徴収員、あるいは納付組織の代表者といったような人たちの講習会、あるいはそういうケースの、一種のケースワークでございますが、そういうふうなもの講習会なり指導会を行ないまして、そういうことによりまして不利なケースといふものをなくしていくような指導はいたしているわけでございます。

○柳岡秋夫君　法律上は、加入者が市町村役場に持って行って支払う、こういうことになってはいるのですが、しかし、現実には、先ほど申し上げましたように、集金人が集めるなり、あるいはそれぞれの組織を通じて集金をする、こういう実態ですね。たまたまそういう集金の関係から失格してしまつた、こういうことが起きた場合に、一体その責任はだれにあるわけですか、どこにあるわけですか。

○政府委員(資本博覧会)　ケースによつて違いますが、こちらから徴収をよつて納付していただく、徴収納付告知書を出して納付していただくといったようなケースではございませんで、あくまでも納める人のほう、被保険者の方が納めにくるという、形式上の立場から申しますとそうなるわけであります。そういう場合の責任と申しますか、それはやはり納付する人のほうの側に出てまいります、形式的に申しますとそういうこととなっております。

○柳岡秋夫君　形式的にはそうなるかもしれませんが、本人は支払う意思は十分にあるわけですよ。ただ、実際の制度が、集金人が来て集めていくから、それまで待つておるとか、あるいは何か農協の会合があるときに納めるとか、そういうことになっていくから、納付する国民はそういうものだと思つてはいるわけですよ。それがいま言われたような形式的な形で処理をされるというところは、これはやはり一つの問題があるのじゃないかと思うのですが。

○政府委員(資本博覧会)　私が申し上げましたのは、あくまでも形式的な問題でございます。実際の運用といたしましては、納付組織と申しますか、

先ほどからの、民間の方が自主的にそういう納付組織をつくつてやつてもらつてはいるケースでは、納付組織に納めたものは、その形式的な検認月日として認める、ですから、納付組織のほうに払つてもらえば、それが有効に納付したというふうな扱ひでござります。納付組織にさえ納めていただければ、そういう不幸なケースがないように運用したてはいるはずでございます。

○柳岡秋夫君　それはその一つの場合、一つのことであつて、集金人がそれじゃあ集めるところは一体どうなるかという問題も起きると思つたのです。農協なら農協で集める場合には、農協まで持つて行けばそれで納めたことにするということも一つあるかもしれないけれども、ところが、都会みたいに、集金人が集めていくところでは一体どうなるかという問題があると思つたのです。前に、大山社会保険庁長官ですか、この人がこういうことを言つてはいるのですよ。

「非常に問題があるので、集金人のミスによる失格は今後も起こる可能性が多い。したがつて、これから実情を調べて検討したい」と、こう言つてはいるのですがね。先ほどから聞いていますと、実情についてはまだよくわからぬ、こういう話だし、いま聞いても、一々の具体的な事象が出てくると思うのですが、そういう場合にどうするかというところがまだはっきりしておらないというところではやっぱり問題があると思うので、そういう点、はっきりした方針をやつぱりこの際厚生省として出してもらいたいのです。

○政府委員(資本博覧会)　納付組織に

よりまず場合と、それから先生いま後者の例としてあげられました、市町村から専任徴収員が回る場合とござりますが、納付組織の場合、先ほど申し上げましたように、納付組織で納めていただいたという場合は、その納めたときを検認月日として成立させてござりますし、それから、市町村から専任徴収員が集めに行きます場合は、これはもう当然役所が行つたこととござりますから、そのときに有効に検認してまいります、こういうことになっております。

ただ、先生御心配していただいておりますのは、おそらく金銭の授受で、納付組織の人なんかは、全く民間の任意な団体でござりますから、そういう組織でもって被保険者から納入された金銭が、あるいは盗難にかつたとか、あるいは忘失したとかといったようなケースとしてはどうなるかというふうな御心配だろつと思つたので、この点につきましては、それぞれの市町村、あるいは都道府県ごとに少しづつ出てまいつておりますので、長官が他の機会に申し上げましたような、そういうことによる事故の全国的な一掃運動と申しますか、そういうものを考へておられますので、そういう機会に、なるべくそういう不幸なケースをなくしていきたい、かように考へております。

○柳岡秋夫君　都会では、大体市町村の職員が集金をしてはいるということですが、やはり先ほどからいろいろ出ておりますように、準備が非常に足りないといふことで、結局一般会計からの負担が大いかに、こういう集金のための職員もなかなか使えないといふことで、世田谷あたりでは、こつし

に入つてからほとんどまだ回つておらないというような状況なんですね。まあ、ほかのところにおきまして、三カ月に一度回るのがやつとだ、こういう状態なんですね。そうしますと、たまたま集金人が行つたときに留守になつたとかというふうな場合もあるだろうし、したがつて、非常にそういうための失格者というものがあつたわけでございます。この点は、ひとつ何とかもつとすつかりました、国民が損をしないような、故意に支払わないという人は別としても、十分支払う意思のある国民がそういうことのために損をするといふことがあつてはなりませんから、ひとつこの点は十分検討を早急に、間違ひのない指示をひとつ出していただきたいというふうに思つております。まあ厚生省では、そういう場合に、市区町村ではある程度融通をきかして、納めたことにしてもらえるような措置を書頭上つくるということについては、そういうことをやつちやいかぬと、こういうきびしい指示を出しておるようでございますが、しかし、これはやはりその根本をもつと改めない限り、直らないものでありますから、その根本の問題を十分ひとつ検討して、直していただきたいというふうに思つております。

それから、最後になりますけれども、積み立て金の問題ですが、私は、もう本会議で一応大臣に質問しておりますけれども、すでに国民年金審議会あるいはまた資金運用審議会等におきまして、この国民年金より厚生年金の積み立て金は、やはりもつとその保険者なりに還元をするという方向を打ち立

てなくちやいかぬ、そのためには特別勘定等も設けるべきだ、こういうことがしばしば言われているわけです。しかし、国の財政上のことというところで、これがまだ見送られておりますが、そして、わずかに二五%の還元融資ということでございますけれども、大臣は、先ほどの答弁の中でも、そういう方向をぜひ今後とっていききたい、こういう答弁でございますが、ひとつ再度この問題について、明確に今後の方針をお伺いしておきたいというふうに思っています。

○国務大臣(小林武治君) これは福祉増進のためにできるだけ多くのものを還元するということは、まあ当然なことでありまして、ことに私は、まあこの前も申し上げたと思いますが、融資したものが還流した場合に、いまのところ、厚生省がこれについて何らの権限を持っておらぬ、要するに、しりが抜けている、こういうことでありまして、これをある程度話し合いをつけただけでも相当な幅が増すと、こういうふうに思っていますので、さしむき、やっぱりこういう問題からひとつ片づきたい。全体として、前々から特別勘定等も設けて、そして、これの使途をある程度明確にするというふうなこともいま相談をいたしておることは前にお答えを申し上げたとおりであります。

○柳岡秋夫君 まあ非常にこの積み立て金が年々膨大になっていくわけでございますから、これを政府が非常に有力な政府資金として当てること、これは当然かもしれないけれども、しかし、国民がほんとうに額に汗して働いて、それで老後の安定を願う、そういう気持ちから一生懸命納め

ているわけですから、ですから、こういう金は、その社会保障という目的に沿った運用をはかってもらわなければならぬし、また、それが当然だろうというふうに思いますから、いまの御答弁ですと、何か前の答弁よりも一歩後退したような感じを受けるのですけれども、ひとつ特別勘定を設けて、そして、その運用の管理にあたっては、いまのような形でなしに、被保険者代表と申しますか、そういう国民のやっぱり意見も十分に入れた中で有効な運用をはかれるようにひとつお願いをしたいと思っています。

○国務大臣(小林武治君) 御趣旨に沿うように努力いたします。

○柳岡秋夫君 まあこれで終わります、先ほどちよつと言ひ忘れたので、再度徴収の問題についてお伺いしておきたいのですが、この納付組織について厚生省がどういう指導をしておられるか。さらに、また、手数料が出ていふと思ひますけれども、この手数料は現在どのくらいですか。そして、その手数料で、はたして喜んでそれぞれの組織がやるかどうか。やはりこういう手数料については法定化をする必要があるのじやないかというふうに思ふのですけれども、そういう点についてひとつお伺いしたい。

○政府委員(實本博次君) 納付組織をどういうふうに取り扱っていくかという御趣旨が第一でございますが、納付組織、これはどうしても地域の広い

いなかのほうの町村に参りますと、どうしても一軒一軒の奥まで専任徴集員が集めて回るといふことは非常に口スが多過ぎますので、やはりこういった地域の組織、婦人会なり、そ

いった民間の組織を通じてそういう細かい保険料を各戸に集めて回るといふことを、むしろそういう組織でもってやっていただくということが、まだ当分のこの制度を成り立たしていくためには必要じゃないかというふうに認識いたしておりますので、したがいまし、郡部におきましては、やはりこの納付組織というものを、よく御苦勞いただけるように、こちらから考慮する部分はしていく。たとえばいまおっしゃったような手数料の問題、あるいは指導訓練の機会とか、そういうものをもう少し拡充してまいりたい。予算の上で申しますと、これは印紙の売りさばき手数料の中からそういうふうな組織のほうの手手数料として差し上げておるといふことで、三十八年度は全部で売りさばき料が八億一千万の予算を計上いたしまして、それを交付いたしております。これが三十六年、三十七年からずっと比べてみますと、毎年およそ一億ずつぐらゐる予算をふやしてまゐっておりますが、そういう手数料をもう少し上げてまいりたい、それから、一般的な事務費の問題とも関係がございまして、こういう納付組織の民間の人たちの講習会、指導会といったような庁費的なものも予算として確保していききたい、かように考えております。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

ととともに特別勘定を設けること及び事務費についても速かにその増額を図ること。

(1) 各福祉年金の年金額を大中に引き上げ、その所得制限を緩和すること。

(2) 夫婦が、ともに老令福祉年金を受ける場合の減額制度を廃止すること。

(3) 老令福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。

(4) 母子福祉年金及び準母子福祉年金については、精神薄弱児を扶養する場合は、二十歳に達するまで、これを加算対象とすること。

(5) 障害年金及び障害福祉年金に關しては、配偶者並びに子につき加算制度を設けるとともに、障害の範囲を拡張すること。年金加入前の障害についても同様に拡張して支給すること。

(6) 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

(7) 保険料の免除を受けた者に対する年金給付についてはさらに優遇措置を講ずること。

(8) 拠出年金、福祉年金ともに、物価変動及び生活水準向上に伴い、自動的に増額せられるよう検討すること。

(9) 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。

右決議する。

内容につきましては、すでに審議の

過程において明らかにしておる点をここに書き上げたものでございまして、説明を省略いたします。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(鈴木強君) たいま提出されました徳永委員提出の附帯決議案を議題といたします。

徳永委員提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木強君) 挙手総員と認めます。

よって徳永委員提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

厚生大臣より発言を求められておりますから、これを許します。

○國務大臣(小林武治君) たいまの決議の趣旨を尊重し、善処したいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二分散会

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

予備審査のための付託は二月二十日

一、母子福祉法案

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、動員学徒等準軍属援護に関する請願(第二四二二号)(第二四三二一)

一、原爆被害者救済に関する請願(第二四二六号)

一、原爆被害者援護法制定等に関する請願(第二四二七号)(第二四三二五号)(第二四三七七号)(第二四三八号)(第二四七九号)(第二四八〇号)(第二四八一号)(第二四八二号)(第二四八三号)(第二四八四号)(第二四九一号)

一、リウマチ対策促進に関する請願(第二四二八号)

一、療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(第二四四七号)

一、社会保険履歴の確認措置等に関する請願(第二四七四号)

一、理学療法士及び作業療法士法に関する請願(第二四九六号)

一、駐留軍労務者の離職対策促進に関する請願(第二五一七号)

第二四二二号 昭和三十九年四月三十日受理

動員学徒等準軍属援護に関する請願

請願者 島根県大田市大田町城山 大崎雪枝

紹介議員 佐野 広君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二四三二一 昭和三十九年五月一日受理

動員学徒等準軍属援護に関する請願(四通)

請願者 長崎市鳴滝町八一四

中島ハツ外三名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二四二六号 昭和三十九年四月三十日受理

原爆被害者救済に関する請願

請願者 静岡県浜松市鳴江町五一四ノ四 村上紀子外四十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第二四二七号 昭和三十九年四月三十日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野県松本市和泉町一ノ一、〇三五 武田留吉外三百二十名

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四三五号 昭和三十九年五月一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市佳吉町一ノ一四 長安寿夫外千九百八十六名

紹介議員 戸叶 武君

○栗田行純外千名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四七六号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 静岡県沼津市白銀町六三九株式会社高田鉄工所取締役社長 高田与四郎外千名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四七七号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和町六平泉啓信外千名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四七八号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 山口県厚狭郡山陽町議會議長 福田友太外二千二百四十二名

紹介議員 中村 順造君

請願者 宮城県塩釜市藤倉一日 本山妙法寺内 堀神一 外千三百八十名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四八〇号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西原町二、一二七 米山トミ 外三千六百四十九名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四八一号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市笹原町一丁目 築地経敏外四百九十三名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四八二号 昭和三十九年五月六日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 秋田市寺内將軍野七六ノ一 須田武男外六百十名

紹介議員 鈴木 寿君

原爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町
松岡英介外千百八十二名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四八四号 昭和三十九年五月六日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中川区馬手町
一の八七 松本保人外
千百名

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四九一号 昭和三十九年五月六日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 山口県玖珂郡周東町上
久原 品川勝儀外千四
名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二四二八号 昭和三十九年四月三十日受理
リウマチ対策促進に関する請願
請願者 静岡県伊東市鎌田二二
の会 島田広子外二千
名

紹介議員 近藤 鶴代君

原因もわからず治療のきめ手のないリウマチの専門病院や施設を設置せられたい。また厚生省のリウマチセ

ンターを拡充せられたいとの請願。

理由

リウマチは死亡率も低く、伝染することもないためか、一般の認識も浅く、国も重要視していないが、一度リウマチにかかると根治するのがむずかしく、病気の進行にしたがい身体

の全関節が次から次とおかされ、関節が曲ったり、固定したりして、その自由を失い、長年病んだ末、身体障害者となる者も少なくない。そのため患者の肉体的苦痛はもちろその家族の精神的経済的な負担はなみなみならぬものがある。しかし最近の医学では、他の一般の病気と同様、早期発見し、適正な治療によれば直すことも不可能でないとのことであり、また、重度身体障害者もリハビリテーションにより一般の日常生活もできるようになるから、専門病院で専門医の指導が必要である。

しかるに、わが国では専門病院はもと論一般病院でのリウマチを専門にしているところはほとんどなく国立温泉病院にリウマチセンターが設けられていないにすぎず、それも設備は十分で年間約六百名を取扱うにすぎない実情であるから、結核に対し国家的対策がとられていると同様にリウマチに対しても行政的措置がとられるべきである。

第二四四七号 昭和三十九年五月四日受理
療術（医業類似行為）の制度化に関する請願
請願者 宮崎県西諸郡野尻町
大字東麓八六四 大畑
栄吉外三名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二四七四号 昭和三十九年五月六日受理
社会保険履歴の確保措置等に関する請願
請願者 札幌市北三条西四丁目
全北海道開発局労働組合内 青山勝治
合内 青山勝治

紹介議員 柴谷 要君

すべての国民に老令及び退職年金を支給する目的で施行された通算年金通則法の目的を達成するために、社会保険履歴の確保措置並びに記録保存に関する法律を制定するよう強く要望するとの請願。

理由

通算年金通則法の実施に当って、種々の労働にたずさわった期間中の社会保険の記録の保存や確認の方法が統一的行なわれなかつたため、一年金制度から脱退するとき、その年金制度に加入していた期間を立証する方法が一部を除いて全くとられていない。

このため、本人及びその遺家族が通算老令若しくは退職年金或いは返還、死亡一時金、脱退手当金等の請求にあたって、権利を放棄せざるを得ない場合が生じる。これは、同法の目的に反し、社会保険制度上ゆゆしき問題である。

全北海道開発局労働組合は、このことを重視し、北海道開発局当局をして、全職員を対象にこのことに関するすべての期間の調査とその確認並びに確認書交付を行なわせているが、このことは一職場の問題でなく、全国的運動

に発展せしめ、更に法的措置を行なわない限り、同法の目的を達成することはできない。

第二四九六号 昭和三十九年五月七日受理
理学療法士及び作業療法士法に関する請願
請願者 名古屋市中区和山花町
一六 河村東一

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一二七九号と同じである。

理由

在日米軍に勤務する、いわゆる駐留軍労務者は戦後十八年、風俗習慣の異なる在日米軍基地において困難な国家的賠償労務を忠実に遂行してきたものである。しかるに、近時在日米軍の漸減、ドル防衛政策等の影響を受け、離職を余儀なくせしめられる者が多い。埼玉県において、現在六千二百余名の労務者が県内の各基地に勤務しているが、前記の情勢からきわめて不安定な状況におかれている。

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、母性福祉保障法案（案）
一、中高年令者雇用促進法案（案）

母性福祉保障法案

母性福祉保障法

（目的）

第一条 この法律は、母性の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母性の福祉の増進のため、総合的な施策の樹立を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 すべての母性は、子が心身ともにすこやかに生まれ育つためのみなもととして、かつ、家事担当者として、その福祉保障がされるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母性の福祉の増進を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母性の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（行政機関の整備等）

第四条 国及び地方公共団体は、国の施策又は地方公共団体の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、この法律に規定する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければ

ばならない。

(労働条件についての配慮)

第六条 国は、女子の特質にかんがみ、女子労働者の安全及び健康保持のため、労働条件について特別の配慮がなされるよう必要な施策を講じなければならない。

(生理休暇)

第七条 国は、女子労働者に対し、一般の有給休暇が与えられるほか、生理休暇が有給休暇として与えられるよう必要な施策を講じなければならない。

(妊産婦の保健)

第八条 国は、妊産婦に対する無料の保健指導及び健康診査の実施等妊産婦の保健のために必要な施策を講じなければならない。

(栄養補助)

第九条 国は、医師により栄養の補助が必要と診断された妊産婦に対し、栄養食品等が無償で支給されるよう必要な施策を講じなければならない。

(無料の優生手術等)

第十条 国は、女子が別に法律の定めるところにより優生手術又は人工妊娠中絶の手術を受ける場合には、当該手術を無料で受けることができるよう必要な施策を講じなければならない。

(分娩に関する保険給付等)

第十一条 国は、各種社会保険制度において、分娩が保険給付の対象とされ、及びこれについて分娩準備金が支給され、並びに育児について育児手当金が支給されるよう必要な施策を講じなければならない。

(産前産後の休暇)

第十二条 国は、妊産婦である労働者に対し、分娩の日の前後を通じて十四週間は有給休暇が与えられるよう必要な施策を講じなければならない。

(育児時間)

第十三条 国は、乳児を育てる女子労働者について、適正な育児時間が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(雇用上の配慮)

第十四条 国は、女子に配偶者があり、又は女子が乳児若しくは幼児を保育していることを理由として雇用上差別的取扱いがなされないよう必要な施策を講じなければならない。

(保育所の整備拡充)

第十五条 国は、無料又は低額な料金で乳児又は幼児を保育するための保育所を整備拡充されるよう必要な施策を講じなければならない。

(ホームヘルパー)

第十六条 国は、無料又は低額な料金で利用されるホームヘルパー(主婦が妊娠、分娩、疾病等により家事及び児童の保育を行なうことができない場合において、委託を受けてこれらを行なう者をいう)の制度が普及されるよう必要な施策を講じなければならない。

(母性福祉施設の整備拡充)

第十七条 国は、無料又は低額な料金で利用される家庭相談所、保養所等母性の福祉の増進を図るための母性福祉施設を整備拡充されるよう必要な施策を講じなければならない。

らない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

中高年齢者雇用促進法案
中高年齢者雇用促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 雇用調査等(第三条―第五条)

第三章 雇用義務(第六条―第十条)

第四章 諮問機関(第十一条)

第五章 雑則(第十二条・第十三条)

附 則

第一章 総 則

(目的)
第一条 この法律は、中高年齢者である失業者が適当な職業に就くことを促進することによって、その職業及び生活の安定を図るとともに、これらの者を経済の興隆に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中高年齢者」とは、三十五歳以上の者をいう。

2 この法律で「従業員」とは、

国、地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社その他これらに類する政令で定める団体(以下「国その他の公的団体」という。)の機関に常勤勤務する職員であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号から第十号までに掲げる職員その他政令で定める職員以外のもの及び国その他の公的団体以外の者に常時雇用される労働者をいう。

3 この法律で「中高年齢者雇用割合」とは、各雇用主について、当該事業(国又は地方公共団体にあっては、政令で定める機関とする。)における従業員の総数に対する当該従業員のうちの中高年齢者である従業員の数の割合をいう。

合」とは、各雇用主について、当該事業(国又は地方公共団体にあっては、政令で定める機関とする。)における従業員の総数に対する当該従業員のうちの中高年齢者である従業員の数の割合をいう。

第二章 雇用調査等

(雇用調査)
第三条 政府は、中高年齢者である失業者の就職の促進に資するため、毎年定期的に、中高年齢者の雇用及び失業の状況その他必要な事項について調査しなければならない。

(雇用主に対する指導)

第四条 労働大臣は、中高年齢者である労働者の雇用方法を改善し、及び中高年齢者の労働力をその能力に適する職業に就かせることによつて生産の能率を向上させることについて、雇用主を指導することができる。

(調査、研究等)

第五条 労働大臣は、中高年齢者に適当な職業、労働条件及び作業設備その他中高年齢者の職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備を行なわなければならない。

第三章 雇用義務

(法定基準)
第六条 次の各号に規定する割合をもつて中高年齢者雇用割合の基準(以下「法定基準」という。)とする。

一 国その他の公的団体については、百分の三十から百分の四十までの範囲内で政令で定める割合

二 国その他の公的団体以外の雇用主(政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者を除く)であつて、資本金の額若しくは出資の総額が五千万円をこえる法人又は常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては、五十人)をこえる法人若しくは個人であるものについては、百分の二十から百分の三十までの範囲内で政令で定める割合

合

三 前二号に掲げる者以外の雇用主については、百分の十五から百分の二十五までの範囲内で政令で定める割合

(新規雇用義務)

第七条 雇用主(国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関ごと)にその任命権者とする。以下同じ。は、中高年齢者雇用割合が法定基準に達していない場合において、新たに従業員を雇用するに当たっては、その新たに雇用する従業員の総数のうちの中高年齢者の数を、当該総数に、法定基準に百分の十を加えた割合を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上としなければならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかつた場合その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(雇用割合の維持義務)

第八条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準以下である場合において、従業員の解雇その他の異

動を行なうに当たっては、当該中高年齢者雇用割合を当該解雇その他の異動により低下させてはならない。ただし、従従業員の死亡、業員の責任に帰すべき事由又は従業員の都合による離職又は転職又は転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第九条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準をこえている場合において、従業員の新たな雇用又は解雇その他の異動を行なうに当たっては、当該雇用又は当該解雇その他の異動を行なった後における中高年齢者雇用割合を法定基準より低下させてはならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかった場合又は従業員の死亡、従業員の責任に帰すべき事由若しくは従業員の都合による離職若しくは転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

(雇用に関する国等の計画の作成義務等)

第十条 第六条第一号の雇用主は、従業員の雇用について、当該機関の中高年齢者雇用割合が法定基準に達していないときは、中高年齢者である従業員の数が法定基準以上となるようにするため、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の雇用主は、政令の定めるところにより、同項の計画及びその実施状況を労働大臣市町村にあっては、都道府県知事。以下次項において同じ。に通報しなければならない。

3 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

第四章 諮問機関

第十一条 労働大臣は、職業安定法

(昭和二十二年法律第四十一号)第二十六条第二項及び第二十七条第三項に規定する事項のほか、中高年齢者の雇用の促進に関する重要事項については、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聞いて決定しなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずるほか、中高年齢者の雇用の促進に関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

3 中央職業安定審議会に、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用の促進について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

第五章 雑則

(報告の請求)

第十二条 労働大臣は、必要があると認めるときは、労働省令の定めるところにより、雇用主から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告をさせることができる。

(適用除外)

第十三条 この法律は、防衛庁、警察庁、海上保安庁その他政令で定める国その他の公的団体の機関に

ついては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

2 職業安定法の一部を次のように改正する。

第二十二條中「身体に障害のある者、」の下に「中高年齢者、」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の二の次に次の二号を加える。

三十八の三 中高年齢者雇用促進法(昭和三十一年法律第 号)

に基づいて、中高年齢者の雇用に関する計画の実施について必要な勧告をすること。

三十八の四 中高年齢者を雇用する者から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告を求めること。

第十條第一項第八号中「及び身体障害者雇用促進法」を「、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者雇用促進法」に改める。

第十三條第一項の表の中央職業安定審議会の項中「職業安定法」の下に「、中高年齢者雇用促進法」を加える。

(制度の検討)

4 政府は、この法律の施行後三年を経過した日において、中高年齢

者で安定した職業に就くことができなかったものが引き続き相当数あるときは、すみやかに、移住資金又は雇用奨励金の支給、宿舍の貸与、職業訓練の拡充その他中高年齢者の職業及び生活の安定を促進するために必要な措置を講ずる法律案を国会に提出しなければならない。

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第二五二九号)(第二五三〇号)(第二五三一号)(第二五三二号)

一、原爆被害者援護法制定等に関する請願(第二五八五号)(第二六二五号)

一、動員学徒等準軍属援護に関する請願(第二六〇〇号)

一、療術(医業類似行為)の制度化に関する請願(二六一九号)

一、重度し体不自由児に関する請願(第二六二〇号)

一、業務上の災害による外傷性せき随障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願(第二六二六号)

第二五二九号 昭和三十九年五月八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市千塚町八二 前田友美外三百二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第二五三〇号 昭和三十九年五月八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願(二通)

請願者 愛媛県松山市唐人町二ノ八九 大本晴美外二百二十八名

紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第二五三一号 昭和三十九年五月八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願(三通)

請願者 青森市花園町一九〇 木立実外三百三十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第二五三二号 昭和三十九年五月八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願(三通)

請願者 福井市牧ノ島下町三六ノ二 元山章一郎外三百名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

第二五八五号 昭和三十九年五月十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島県安芸郡船越町

梶井スズ子外二千九十

一名

紹介議員 鈴木 賢一君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二六二五号 昭和三十九年五月十

四日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願
(三十二通)

請願者 石川県金沢市平和町二

ノ二二ノ五四 岩佐幹
三外四百四十四名

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第二六〇〇号 昭和三十九年五月十

二日受理

動員学徒準軍属援護に関する請願

請願者 東京都港区青山南町三

ノ四五財団法人動員学
徒援護会会長

大橋武夫

紹介議員 亀井光君 山下春江君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二六一九号 昭和三十九年五月十

三日受理

療術(医業類似行為)の制度化に関する請願

請願者 東京都千代田区神田錦

町三ノ七 上田耕三

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二六二〇号 昭和三十九年五月十

四日受理

重度し体不自由児援護に関する請願

請願者 名古屋市東区城番町三

近藤玲子外二名

紹介議員 柴田 栄君

重度し体不自由児に対する援護対策の
万全を期するため、左記事項の実現を
図りたいとの請願。

一、義務教育免除の児童数の実情調
査とし体不自由児の実数はあく制
度を採用すること。

二、し体不自由児を持つ家庭に対し
て保健所は毎月巡回治療にあたる
制度を設けること。

三、し体不自由児を持つ家庭に育成
補助金を交付し地方税を減免する
こと。

四、重症児に対して国立病院及び県
市立病院内に付属の施術室を設け
療養施策を立てること。

五、府県市条例を設けて救済の道を
講ずるよう行政指導をすること。

理由

し体不自由児は、先天的な小児まひ児
童と後天的な児童とがあるが、愛知県
下だけでも六千名以上があると推定さ
れている。このうち軽症者に対しては
施設もあり救われているが重症者は付
添いを必要とするため、外出もできず
家庭内にあって、目の目を見ることが
できず、労力と金銭的な負担をしい
られ、就学もできず、適切な医療措置
も受けられず泣く泣くこらえているの
が現実である。

第二六二六号 昭和三十九年五月十

四日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害
患者の長期傷病給付及び休業補償費の
給付率の平均賃金全額支給等に関する
請願

請願者 神奈川県小田原市風祭

四一二国立箱根療養所
内 和泉政雄外一万九
十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じ
である。

昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局